

葛卷町農業委員会
第17回総会議事録

1 日 時 平成28年11月21日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第2号 農地の現状変更完了報告書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑬ 落 宰 勝

⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

⑫ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡

7 書記(農業委員会事務局)

落 合 咲 子(事務局長補佐)

局長補佐

ただ今から第17回総会を進めさせていただきます。

初めに、深澤会長からごあいさつを頂戴し、引き続き総会に入っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔あいさつ〕

会 長

ご苦勞様でございます。あっという間に11月の下旬ということでもう残すところ1か月ちょっとになりました。それぞれ秋じまいもだいたい済ませ、撤収の作業もされたことと思います。

来週28日から県外研修ということで岐阜、愛知方面を計画しております。岐阜は西日本であるので気温的にはここよりだいぶ温かいと思いますが、地形的には葛巻と似たような地形が多いと聞きます。参考になることも多いと思いますので、今回の研修に期待したいと思います。

また、今日は総会終了後、農業者年金加入推進対策会議と全国農業新聞普及推進検討会議を予定しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

〔開 会〕

議 長

それでは、総会に入ります。ただいまから、葛巻町農業委員会第17回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお、12番藤岡委員から欠席の申し出がありました。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、5番橋委員、6番芳田委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の落合事務局長補佐を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議長 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

局長補佐 それでは、前回の総会后からの会務報告を申し上げます。

月 日	内 容	出 席 者
10月26日(水)	葛巻町畜産クラスター協議会第1回幹事会 (13時30分～ 役場第2会議室)	局長補佐
27日(水)	静岡県農地利用調整推進員視察対応 (10時～ 役場第4会議室)	会長 会長職務代理 局長補佐
11月10日(木)	平成28年度岩手県農業委員会大会 (10時30分～ 盛岡市都南文化会館)	会長ほか農業委員11名 局長補佐
15日(火)	あとつぎ隊農園収穫祭 (10時30分～ 葛巻保育園)	藤森委員 星野委員 木戸場委員 林促進員
15日(火)	現地確認調査 (13時～ 町内8カ所)	藤森委員 星野委員 局長補佐
17日(木)	町農業者年金協議会代議員視察研修 (8時40分～ 紫波町)	会長 代議員15名 事務局長補佐

以上で、報告を終わります。

議長 ただ今の報告について、何かありましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議長 次に、日程第4「議案第1号 農業農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 ご説明いたします。この案件は、田部字●●●の●●●●●さんから後継者の●●●●●さんへ、畑2筆合わせて4,490㎡を無償譲渡するものです。申請については4ページをご覧ください。畑の場所は、自宅から歩いて10分ほどの荒屋と下冬部にあります。2ページの調査書をご覧ください。農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件になりますが、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認の結果について3番星野委員

にお願いします。

【3番星野委員 挙手】

議 長 星野委員。

3 番 はい。現地確認の結果を報告いたします。この事案は、親子間で所有権を移転するものです。2筆の畑には雑穀を作付けすることですが、現状は譲受人の息子さんも家業を手伝っているため、農作業は常に従事できるものと認められます。したがって調査書に記載のとおり、該当する項目はすべて問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 次に、地区担当委員の補足説明を11番坂井委員にお願いします。

【11番坂井委員 挙手】

議 長 坂井委員。

11 番 はい。行って見てまいりました。雑穀を付けるような話をしておりましたので、雑穀を付けると思います。大丈夫かなと思います。

議 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農業農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。よって、議案第1号「農業農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定します。

《日程第5》

議 長 次に、日程第5 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局の説明をお願いします。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は6ページからご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請1件です。申請地は、江川第●地割字●●●●番●、面積は198㎡の転作田で、●●●●●さんから●●●●●さんへ所有権移転するものでございます。転用目的は、住宅の新築です。申請書と位置図は、8ページからご覧ください。地図が小さくて見にくいかと思いますが、場所は国道340号、●●停留所付近から30メートルほど入った町道沿いの農地にな

ります。住宅用地分として、元地番の●●番●から分筆したものでございます。事業計画は10ページをご覧ください。譲受人は、現在●●地区の借家にお住まいですが、手狭になったことや来年の春に子どもさんが江川小学校への入学を希望していることから、利便性にも優れた現地を選定されました。住宅建築面積は65㎡、駐車スペース3台分で72㎡、そのほかは庭等に利用するもので、来年1月に着工、4月完成予定の計画でございませう。7ページに戻りまして、調査書をご覧ください。4番の「農地転用許可基準から見た意見と理由」にそれぞれ記載してございませうが、立地基準、一般基準とも許可要件を満たしていると思われるものでございませう。以上でございませう。

議長 以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を8番藤森委員にお願いいたします。

【8番藤森委員挙手】

議長 藤森委員。

8番 はい。現地確認の結果を報告します。この事案は譲受人の子どもさんが来年、小学校に入学することから、出身地に近い「●●地区」に家を建てたいと申請があったものです。農地のまわりは住宅地が多く、町道にも面しているため、位置的な問題はありません。

また、家族構成や駐車台数からみて計画面積も妥当であり、周囲への影響はないものと思われませう。したがって、調査書に記載のとおり許可基準を満たしているため、すべて問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

今の現地確認の結果報告がございませうとおり特に問題ないと思われませう。また地域住民としては若い人が来てくれるというのは大変うれしいことだと思われませう。ぜひ許可していただきたいと思われませう。以上です。

それでは質疑等ございませうたらどうだと思われませう。

【「なし」の声】

議長 ないようだと思われませうので、採決に移りたいと思われませうが、ご異議ございませうせんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を提出いたします。

《日程第 6》

議長 長 次に、日程第 6 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は11ページをご覧ください。この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画でございます。農地の所在は、江川第●地割及び第●地割字●●●の畑2筆、面積は18,495㎡で、山林の一部を草地造成している分の面積になります。●●●地区の●●●●●さんから公益社団法人岩手県農業公社に利用権を設定するもので、期間は平成28年12月1日から10年間、賃借料は10aあたり5,000円です。

議長 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 長 挙手全員です。

よって、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第 7》

議長 長 次に、日程第 7 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 はい。資料は12ページをご覧ください。農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案についてご意見をいただくものでございますが、対象農地は先ほどの議案第3号でご審議いただいた●●●●●さんの所有地になります。受け手については、別紙資料1「優先順位検討表」をご覧ください。一覧表に記載のとおり、借入希望者3人の中で最高の評価となっている同じ●●●地区の●●●●●さんを予定しているものでございます。貸付期間は平成29年2月3日から平成38年11月30日まで、賃借料は、先ほどと同額

の10aあたり5,000円でございます。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。ただいまの議案第4号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって、議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり決定することとし、町長にその旨意見書を提出いたします。

《日程第8》

議 長

次に、日程第8 議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長

落合事務局長補佐。

局長補佐

はい。資料は13ページからになります。今月は、2筆分の農地法の適用外証明願についてご審議いただきます。土地は葛巻第●●●の畑1,155㎡、葛巻第●●●地割字●●●の畑1,635㎡で、どちらも葛巻第●●●地割●番地、●●●●●さんの所有地でございます。非農地になった事由は、他の仕事が多忙だったため、平成4年ごろから耕作管理ができず山林原野化したとのことで、今回、同人の破産処理手続きを進めていた中で非農地であることが判明したものでございます。14ページは、破産管財人の弁護士から提出された証明願です。15ページは、●●●分の位置図で現地は町営●●●住宅の裏側、山の入り口付近から道沿いに十数メートル入った一帯です。16ページは、●●●分で町●●●●事務所の裏手の山際になります。現地の写真を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を8番藤森委員にお願いします。

【8番藤森委員 挙手】

議 長

藤森委員。

8 番

現地確認の結果を報告します。この事案は、17ページと18ページの写真のとおり、2筆ともすでに大木が生い茂っている状況でした。どちらも山の一角にある土地ですが

地形的にも農業機械が入って耕作できるような場所ではなく、現状からみても農地としての再生は困難です。したがって、非農地の証明は妥当と判断しました。以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明ですが、いずれも藤森委員の担当地区ですので省略いたします。

それでは、ただいまの議案第5号について質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第5号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり決定し、証明書を発行することといたします。

《日程第9》

議長 次に、日程第9 報告第1号「農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は19ページになります。10月21日、千葉県木更津市の株式会社●●●●●●●●●●から工事進捗状況報告書を受理しました。1番は、●●●●●●●●●●付近の畑1,281㎡を木質ペレット置き場に転用したものです。2番は●●●●●●●●●●地区、新しく建てている●●●●●●●●●●付近の畑2,942㎡を木質バイオガス発電事業の資材置き場に転用したものでございます。11月15日に藤森委員、星野委員とともに完了していることを確認してまいりました。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を8番藤森委員にお願いします。

【8番藤森委員 挙手】

議長 藤森委員。

8番 現地確認の結果を報告します。1番は、木質ペレット置き場にするということで、敷地内に数本あった木も伐採され、砂利敷によって使いやすく整備されておりました。2番は、木質バイオガス発電事業に使う資材置き場として、こちらも砂利敷で整地され、プレハブの物置が1棟置かれている状況でした。どちらも完了していることを確認してま

いりました。以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明ですが、1番が藤森委員の担当ですし、2番については地区担当委員が欠席しておりますので省略いたします。

それでは、ただいまの報告第1号について質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第10》

議長 次に日程第10 報告第2号「農地の現状変更完了報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 資料は20ページになります。11月2日、2件の現状変更完了報告書を受理いたしました。1番は、盛岡市の●●●●さんの畑で、7月の総会に現状変更届が出されたもので、株式会社●●●●●が盛り土を行ったものでございます。2番は、●●地区の●●●●さんの田で、8月の総会に現状変更の届出があり、同業者が盛り土を行っていたものでございます。11月15日、藤森委員、星野委員とともに完了を確認してまいりました。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果報告を3番星野委員にお願いします。

【3番星野委員 挙手】

議長 星野委員。

3番 現地確認の結果を報告します。この農地は、2件とも1筆の一部に盛り土を行ったのですが、完了していることを確認してまいりました。傾斜や段差も解消されて、農地として使いやすい状態に整地されておりました。どちらも沢沿いの農地ですが、現状では沢や隣地への影響はほとんどないものと思われまます。以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明ですが、1番については14番久保委員にお願いします。

【14番久保委員 挙手】

14番 はい。確認してまいりましたが、きちんと整備されており特に問題ないものと判断いたしました。以上です。

議長 2番については、星野委員が地区担当になりますので省略します。

ただいまの報告について、質疑等ある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第11》

議 長 : 次に、日程第11「その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。
【「なし」の声】
議 長 : 事務局からあれば、お願いします。
【「特にありません」の声】
議 長 : ないようですので、「その他」を終了いたします。
以上で葛巻町農業委員会第17回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成28年12月13日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____